

## 第五次長野市男女共同参画基本計画 策定方針(案)

長野市

## 1 計画策定の趣旨

## (1) 第四次長野市男女共同参画基本計画の取組

本市では、男女が社会の対等な構成員として、個性と能力を十分に発揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を図り、もって男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受け、かつ、共に責任を担うため、市、市民及び事業者等が力を合わせ、総合的かつ計画的に男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めています。

特に、第四次長野市男女共同参画基本計画（以下、「第四次基本計画」という。）では、少子高齢化の進行による人口減少社会への突入やグローバル化、刻々と変化する社会経済情勢への対応など、男女共同参画を取り巻く環境が多様化する社会において、働いている、今後働こうとする女性への取組が緊急かつ重要な課題であると位置付け、女性活躍に係る取組を推進してまいりました。

## (2) 第四次基本計画から引き継ぐ主な課題

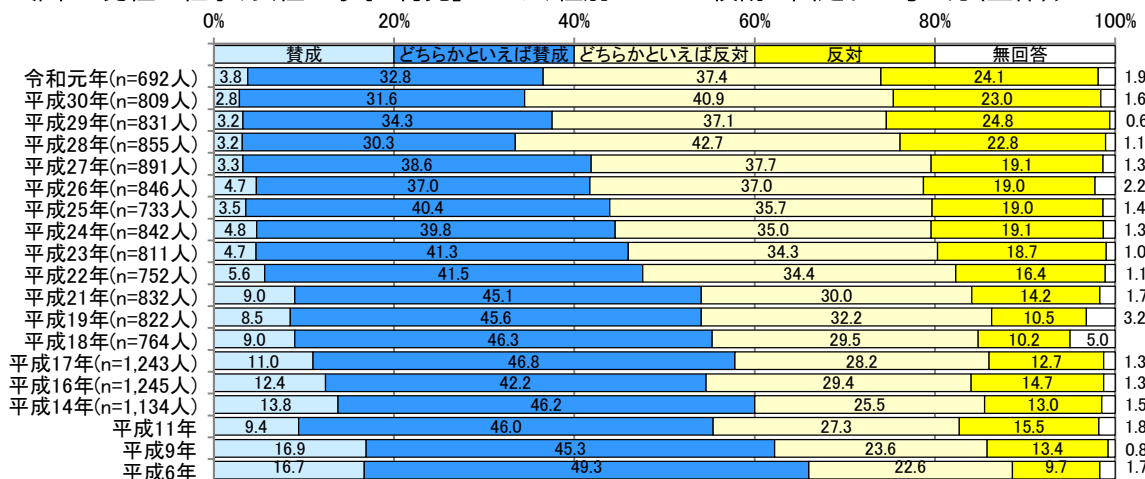
## ア 固定的な性別役割分担意識

本市が実施する「令和元年度男女共同参画に関する市民意識と実態調査（以下、「市民意識と実態調査」という。）」結果では、市民一人ひとりの性別による固定的な役割分担意識の変革が、緩やかながらも着実に進んでいます。〔図1〕

しかし、「賛成」「どちらかといえば賛成」と肯定的な意識に下げ止まりの傾向が見られます。令和元年度調査結果では、男性はすべての世代の約3割から7割が、女性では20歳～24歳を除くすべての世代の約2割から4割が「賛成」「どちらかといえば賛成」と考えており、多くの世代に固定的な性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス\*が存在すると考えられ、その解消に向けた取組の推進が必要です。

\*アンコンシャス・バイアス:「無意識の思い込み」「無意識の偏ったものの見方」「無意識の偏見」などで表現される概念のこと。

〔図1:「男性は仕事、女性は家事・育児」という、性別によって役割を固定する考え方(全体)〕

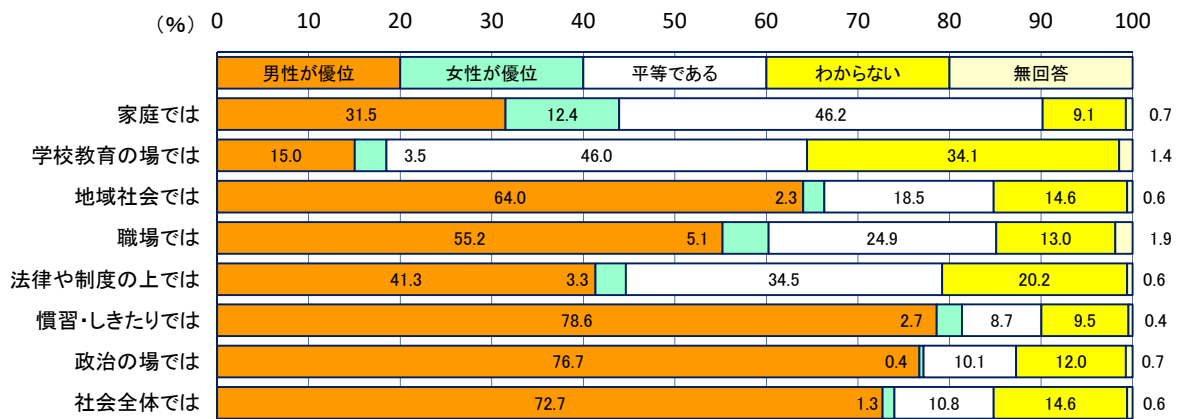


イ 様々な分野における男女の平等感

「市民意識と実態調査」における「各分野における男女の平等感〔図2〕」では、「家庭（46.2%）」や「学校教育の場（46.0%）」においては約半数が「平等である」と感じています。

しかし、「地域社会（64.0%）」「職場（55.2%）」「慣習・しきたり（78.6%）」「政治（76.7%）」「社会全体（72.7%）」では、「男性が優位」と感じる割合が非常に高いことから、あらゆる場面において、男女共同参画及び女性活躍を加速するための取組が必要です。

〔図2: 各分野における男女の平等感(令和元年度)〕



ウ 各分野の方針決定過程への女性の参画拡大

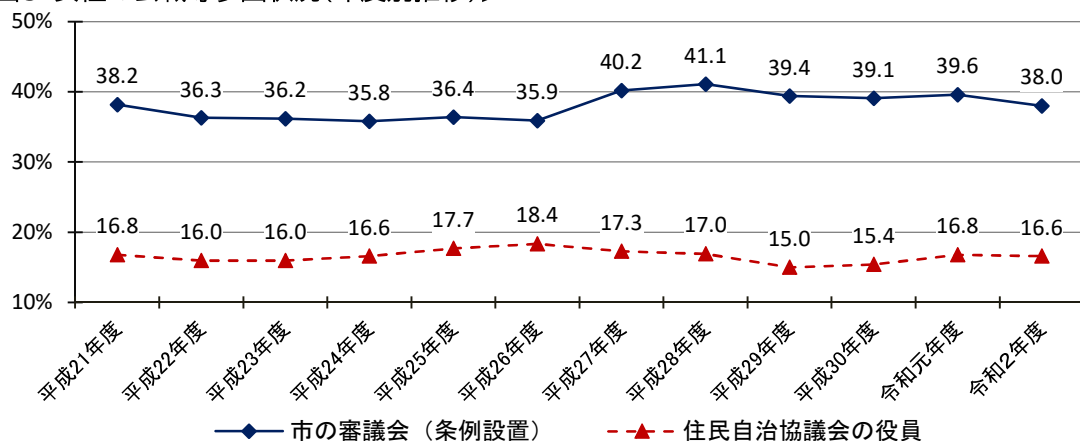
少子高齢化や人口減少が深刻化する現代において、女性の活躍推進は、多様な視点によるイノベーション\*の促進と活性化が期待できることから、あらゆる分野における方針決定過程への女性の参画が不可欠です。

第四次基本計画の評価指標である「本市審議会等における女性の参画率」では、構成する委員数が男女ともに40%以上になることを目指していますが、目標値には、わずかに達していない状況となっています。また、地域活動の根幹となる住民自治協議会における役員等への女性の参画率は17%前後で推移しており、住民自治協議会の本格稼働以降、ほとんど変わっていません。〔図3〕

これらの状況から、政治、経済、公共分野等、あらゆる意思決定の場において、女性の参画拡大を進めていく必要があります。

\*イノベーション:物事の「新結合」「新機軸」「新しい切り口」「新しい捉え方」「新しい活用法」(を創造する行為)のこと。

〔図3:女性の公職等参画状況(年度別推移)〕

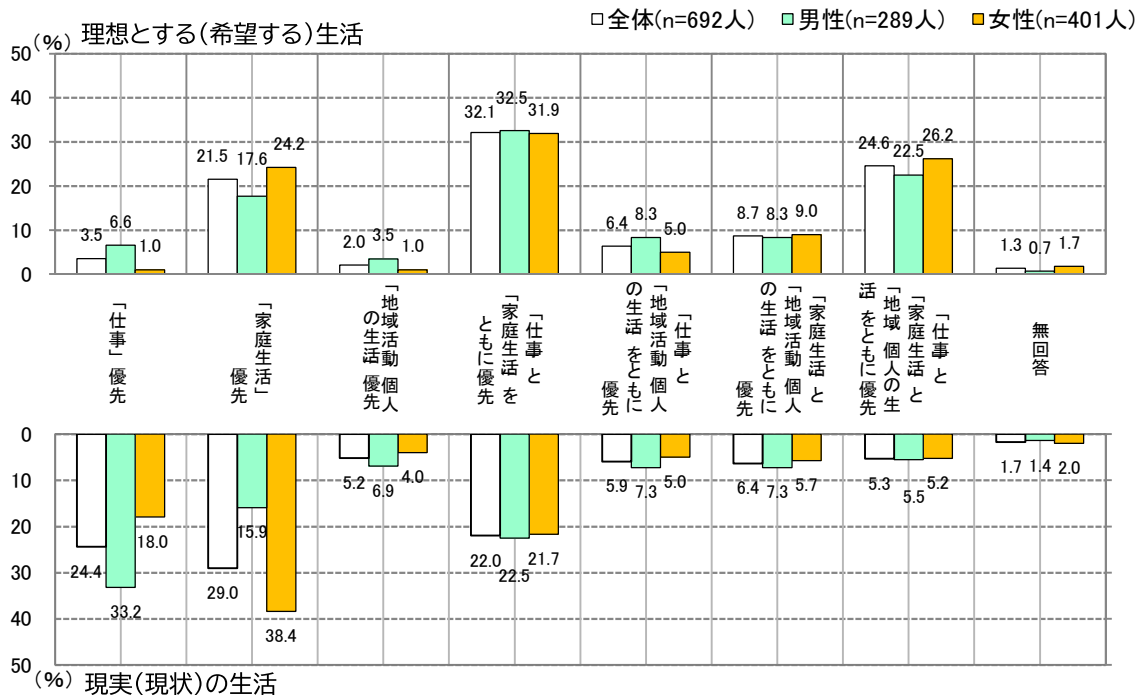


エ ワーク・ライフ・バランスの実現

総務省の労働力調査では、共働き家庭が全体の約7割となっており、暮らし方、働き方の変革は、男女共同参画社会の形成に向けて、ますます重要な役割となっています。

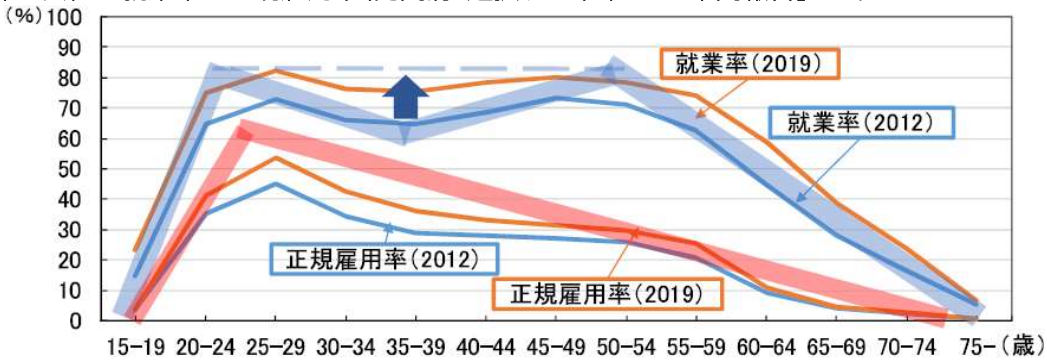
しかしながら、やりがいや充実感を感じながら働くとともに、多様な生き方を選択し、理想の生活が実現できるワーク・ライフ・バランスの実現に係る「市民意識と実態調査」の結果では、男女ともに「理想」と「現実」にギャップが生じている〔図4〕ことから、次期計画においても、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進が必要です。

〔図4:「理想とする(希望する)生活」と「現実(現状)の生活」(令和元年度)〕



また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）や働き方改革関連法に基づく官民の積極的な取組により、女性の労働力率が出産・育児期に低下する「M字カーブ」問題は解消に向かっていますが、女性の正規雇用労働者比率が20代後半でピークを迎えた後、低下を続ける「L字カーブ」という新たな課題も提起されています〔図5〕。

〔図5:女性の就業率と正規雇用率(内閣府「選択する未来 2.0 中間報告」より)〕



女性の働き方は依然として、フルタイムの正規雇用とパートタイムの非正規雇用に二極化しており、このことが男女間の待遇差の一因との指摘もあることから、非正規雇用労働者の待遇改善や正規雇用労働者への転換に向けたキャリア形成支援等の取組も必要です。

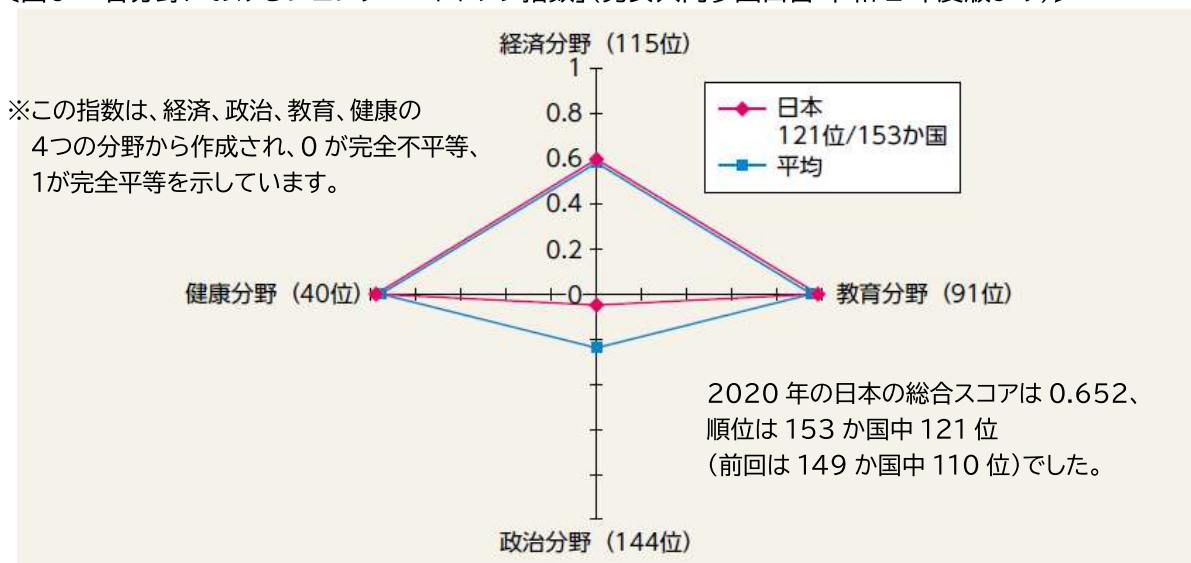
(3) 国の第5次男女共同参画基本計画から見えてくる新たな課題

ア 男女格差を測る「ジェンダー・ギャップ指数」は過去最低を更新

平成 27 (2015) 年 9 月に、国連で決定された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」\*に含まれる持続可能な開発目標 (SDGs) において、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられていますが、国際社会のスピード感を備えた推進状況と比較すると、我が国の男女共同参画の推進状況は、政治分野や経済分野をはじめ非常に遅れたものとなっています。〔図 6〕

\*アジェンダ:実施すべき計画。行動計画。特に、国際的な取り組みについての行動計画のこと。

〔図 6: 「各分野におけるジェンダー・ギャップ指数」(男女共同参画白書 令和 2 年度版より)〕



イ SDGs(持続可能な開発目標)達成に向けた世界的な潮流

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の前文では、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」と謳っています。そして、持続可能な開発目標の 5 番目には「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」を掲げるとともに、「ジェンダー平等と女性・女児の能力強化は、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」としています。

このことから、ジェンダー平等及びジェンダー主流化の視点をあらゆる施策に反映し、政府機関、民間企業、市民社会など、すべてのステークスホルダーが連携して一層の取組を進めることが、SDGs 全体の達成など国際的な取組の推進に貢献するとしています。



## ウ 地方創生のために必要な女性の活躍推進

働く場所があって暮らし続けられる地域社会を地方自治体がつくることにより、大都市圏から地方圏への人の流れを作り、地方の人口減少を緩和させるため、国では様々な政策を講じています。しかしながら、若い女性の転入超過数等が増大している東京圏への一極集中化が加速しており、大阪、名古屋圏でさえ6年連続<sup>\*</sup>で転出超過となっています。

若い女性の大都市圏への転入超過数が増大していることを踏まえれば、女性にとって魅力的な仕事の間をつくり、その希望に応じて、仕事と家庭を両立することができ、個性と能力を十分に発揮できるよう、女性が活躍できる地域社会を構築することが、地方創生にとっての鍵になるとされています。

<sup>\*</sup>(出所)総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」各年版より、みずほ総合研究所作成

## エ 防災・復興における男女共同参画の推進

東日本大災害をはじめとするこれまでの災害においては、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、男女のニーズの違いなどが配慮されないといった課題が生じており、大規模災害の発生は、すべての人々の生活を脅かしますが、とりわけ、女性や子供、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。

このことから、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められています。

### (4) 次期長野市男女共同参画基本計画が目指すべき社会

本市では、平成元(1989)年、女性に関する様々な施策推進のため策定した「長野市女性行動計画」の策定に始まり、平成15(2003)年「長野市男女共同参画推進条例」の施行を経て、現行の「第四次長野市男女共同参画基本計画」まで男女共同参画に係る様々な取組を推進してまいりました。

この間、社会全体では、少子高齢化による労働力人口の減少やグローバル化の進展などにより、女性視点を含めた多種多様な価値観や視点を導入する新たな発想を求められる社会に変化してきており、女性の地位向上に向けた国際的な動きと男女共同参画社会の形成の促進に関する施策が進められるなか、平成27(2015)年、「女性活躍推進法」の成立や、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の国連総会採択により、男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入っています。

これらを踏まえつつ、次期長野市男女共同参画基本計画の策定に当たっては、次に掲げる4つの事項について特に配慮し、持続可能な活力ある社会を次世代に引き継ぐため、市、市民及び事業者等が互いに力を合わせ、男女共同参画社会の実現に関する様々な施策へ総合的かつ計画的に取り組みます。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、多様な人々が尊厳をもって生活できる社会
- ③ 仕事と家庭生活等の調和が図られ、すべての市民が充実した暮らしを実現できる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り入れた、活力ある持続可能な社会

## 2 計画の概要

### (1) 名称

「第五次長野市男女共同参画基本計画」とします。

### (2) 計画期間

第四次基本計画を引き継ぐ、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間の計画期間とします。

### (3) 構成

概ね、以下の内容を記載する方向で策定を進めます。

- ① 総論（計画の概要、本市を取り巻く状況、第五次計画の基本的な考え方など）
- ② 施策の展開（計画の基本的な方向、女性活躍推進など）
- ③ 実施計画（施策体系別の計画など）
- ④ 計画進行管理と評価（進行管理の概要、計画進捗状況の評価指標など）
- ⑤ その他（関係法令など）

## 3 計画策定に向けた基本的な考え方

### (1) 計画の基本理念

「長野市男女共同参画推進条例」第3条に規定している以下に掲げる5つの事項を基本理念とします。

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際社会の動向への配慮

### (2) 計画の位置付けと性格

この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項及び「長野市男女共同参画推進条例」第11条に基づく、本市の男女共同参画の推進に関する基本的な計画であるとともに、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、女性の職業生活における活躍を推進する「市町村推進計画」と一体のものとして作成します。また、本市の最上位計画である「第五次長野市総合計画」を補完し、具体化するものです。

### (3) 計画の重点目標

長野市男女共同参画推進条例に規定する5つの「基本理念」に基づき、男女共同参画社会の実現を目指した具体的な内容を3つの「重点目標」とします。

- ① あらゆる分野で女性が活躍できる環境づくり
- ② 安心・安全に暮らせる社会づくり
- ③ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり



4 計画策定体制

